

国 税 質 問 検 査 章 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表  
改 正 後 改 正 前

(質問検査章の書式)

2 第二条 省略

3 租税特別措置法第八条の四第十二項、第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第四十八項、第三十七条の十四の二第三十四項又は第三十八條の二第七項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 5 6 省略

附 則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定（「又は第三十七条の十四の二第三十四項」を「、第三十七条の十四の二第三十四項又は第三十八條の二第七項」に改める部分に限る。）は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

(質問検査章の書式)

2 同 上

3 租税特別措置法第八条の四第十二項、第三十七条の十一の三第十四項、第三十七条の十四第三十九項又は第三十七条の十四の二第三十四項の身分を示す証明書の書式は、別表第三による。

4 5 6 同 上